

令和8年度 福岡市監査事務局運営方針

組織の使命

監査委員の下、市の予算執行や財産管理等の適法性、妥当性、効率性等について監査するとともに、その結果を市民、議会、市長等にわかりやすく報告・公表することにより、市民の信頼に応えていきます。

～ 運営の基本方針 ～

1 リスクアプローチによる監査の有効性と効率性の向上

- 内部統制の仕組みとの連携により、リスクを踏まえて監査計画を策定します。
- 牽制効果を生かしつつ、有効な試査を実施します。
- 監査講評、結果講評にあたり、指摘等に関し認められたリスクを丁寧に伝え、効果的に是正、再発防止を促します。また、必要な内部統制の改善を求めます。
- 市民、議会へ監査結果をわかりやすく情報提供します。

2 業務改善に向けた助言機能の強化

- 誤りが発生した原因を分析し、背景にある組織的課題の整理に努めます。
- 組織及び運営の合理化に資するよう、3Eの視点から「意見」提出権を積極的に活用します。
- 内部統制部局との連携により、各局区等における改善を支援します。また、対応状況のフォローアップを行います。

3 専門性向上と品質管理

- 監査機能の専門性を確保するとともに、社会的要請に合わせた機能向上を図ります。
- 監査の水準を全体として一定に保つため、必要な品質管理を行います。

<実施する監査・審査・検査>

- ◇財務監査
- ◇行政監査
- ◇財政援助団体監査
- ◇決算審査
- ◇基金運用状況審査
- ◇健全化判断比率等審査
- ◇内部統制評価報告書案審査
- ◇例月現金出納検査
- ◇請求による監査
- ◇包括外部監査契約

※3E 経済性(Economy)、効率性(Efficiency)、有効性(Effectiveness)のこと